

こちら特

高市早苗（山本早苗）氏の寄付があつたことを示す自民党奈良第二選挙区支部の政治資金収支報告書と、同支部への1000万円の寄付について税還付を求めた申請書のコピー。一部画像処理

# 寄付で税逃れ?

## 自分が代表の政党支部にお金還流



高市総務相の場合  
支部▼本人▼支部互いに寄付  
▼300万円還付

自民党の高市早苗総務相が政党支部に寄付したように見せて所得税の還付金を不正に受け取ったとして、東京都の男性ら二人が高市氏を詐欺容疑で奈良地検に告発し、受理された。男性らは自由党の森裕子参院議員も還付金詐欺容疑で新潟地検に告発し、受理されている。政治家が政党支部を介して税の優遇を受ける手法は、中央、地方、与野党を問わず横行しているが、現行制度上は違法とはいえない。税逃れスレスレの悪弊をいつまで放置しておくのか。三沢典文・安藤恭子

告発したのは、元会社社員の志岐武彦さん(49)と東京都区江東区と、ライターの黒敷哲哉さん(56)と埼玉県景観市。志岐さんは「国会議員が、政党支部と間で相互に寄付をするのは、自分で自分に寄付するのも当然だ。それによって税の還付を受けるような制度の悪用は決して許してはならない」と憤る。

告発状は二月四日に奈良地検に提出され、今日九日付で受理された。奈良県奈良2区選出の高市総務相が代表を務める「自民党奈良第二選挙区支部」の政治資金収支報告書によると、同支部は二〇一二年十一月十日に一千万円、十一月十七日に三百二十万円を高市氏に寄付。その後、同二十五日、今度は高市氏が同支部に一千万円を寄付していた。個人が政党や政治資金団体に寄付した場合、租税特別措置法四一条の十八による税額控除の優遇措置が適用され、寄付額の約30%の

## 「特別の利益 受け取るのはおかしい」

税還付が受けられる。高市氏は翌年の確定申告で同支部への一千万円の寄付について税額控除を申請しており、還付額は約三百万円に上ったとみられる。告発状では、支部から高市氏、高市氏から支部への一連の資金移動について「寄付の意思などないのに、寄付のような外観を作り出したにすぎない。実際は高市氏が同支部の会計責任者と共に、還付金をためし取ることを目的とした詐欺行為に当たると主張している。このほか、高市氏から同支部への〇九年の約一千六百万円、一三年の三百万円の二つの寄付についても税額控除が申請された。高市氏はそれぞれ約四百万円、約九十万円の手当に相当して得ていたと指摘している。

租税特別措置法が定める寄付金の税額控除は、国民の政治参加を促すのが本来の趣意である。志岐さんは「条文にも、税還付は『寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く』と明記されている。高市氏の場合、支部を介して還流された総額は一億四千二百万円に上った。現在の各党の対応はどうか。自民党は一内規では定めていないが、国会議員に対して、控除を受けないよう指導している。民進党は民主党時代、控除を禁止する通達を所属議員に出したという。公明党は「好ましくない。控除を受けないよう徹底している。共産党は『寄付は議員個人ではなく、党で管理している』と回答した。

## 「詐欺行為」と市民告発

市氏の場合は事実上、同支部が自身の資金管理団体を兼ねていると考えられるので、申請により高市氏に「特別の利益」が及ぶことは明らか。税還付を受けるのはおかしい」と訴える。告発された同支部の会計責任者は「言い掛かりだ」と反発する。指摘を受けた資金のうち、同支部から高市氏への計一千二百二十万円の寄付については「二二年十二月の総選挙に勝ち抜くため、党本部からの公認料を高市氏に移したものであり、選挙費用として使った。その後の高市氏から同支部への一千万円の寄付は『激しい選挙戦で事務所経費が底を突いてしまったため、高市氏の個人的な資金を支部に入れもらった』と説明した。高市氏が税還付を受けた点は「関係する省庁に問題がないことを確認しており、違法性はない」と強調する。

森裕子議員の場合  
支部▼本人に給料▼支部に寄付  
▼81万円還付



支部に寄付することで税の優遇を受ける手法が問題視されるのは初めてではない。一三年四月、大阪府門真市の自民党市議がいったん政党支部に寄付したばかりか、ほぼ同額を自らの資金管理団体などに迂回して所得税控除を受けていたことが発覚。「脱法的」と批判が広がる中、同様の手法で寄付を還流させていた大阪維新の会の府議が、門真市長選への出馬を断念する事態に発展した。

## 支部に寄付

税還付は約三百万円に上ったとみられる。告発状では、支部から高市氏、高市氏から支部への一連の資金移動について「寄付の意思などないのに、寄付のような外観を作り出したにすぎない。実際は高市氏が同支部の会計責任者と共に、還付金をためし取ることを目的とした詐欺行為に当たると主張している。このほか、高市氏から同支部への〇九年の約一千六百万円、一三年の三百万円の二つの寄付についても税額控除が申請された。高市氏はそれぞれ約四百万円、約九十万円の手当に相当して得ていたと指摘している。

租税特別措置法が定める寄付金の税額控除は、国民の政治参加を促すのが本来の趣意である。志岐さんは「条文にも、税還付は『寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く』と明記されている。高市氏の場合、支部を介して還流された総額は一億四千二百万円に上った。現在の各党の対応はどうか。自民党は一内規では定めていないが、国会議員に対して、控除を受けないよう指導している。民進党は民主党時代、控除を禁止する通達を所属議員に出したという。公明党は「好ましくない。控除を受けないよう徹底している。共産党は『寄付は議員個人ではなく、党で管理している』と回答した。

こちら特報部

志岐さんらは高市氏に先立ち、参院新潟選挙区選出で自由党県連代表の森裕子氏を昨年八月に詐欺容疑で新潟地検に告発し、十月に受理された。告発状によると、森氏は二〇一三年九月、一四年十一月の間に四回、自らが代表の「生活の党（現自由党）新潟県参院選挙区第一総支部」に計七十五万円を一時に寄付。寄付金控除として所得税の還付を請求し、計約二百四十万円を不正に受け取ったと指摘している。

# 悪弊いつまで

## 与野党 水面下で広がる動き

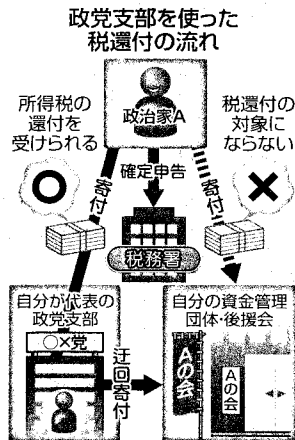
支部に寄付することで税の優遇を受ける手法が問題視されるのは初めてではない。一三年四月、大阪府門真市の自民党市議がいったん政党支部に寄付したばかりか、ほぼ同額を自らの資金管理団体などに迂回して所得税控除を受けていたことが発覚。「脱法的」と批判が広がる中、同様の手法で寄付を還流させていた大阪維新の会の府議が、門真市長選への出馬を断念する事態に発展した。

## 13年大阪の市議・府議で問題化 改正案進まぬ審議

日本維新の会は昨年九月、政治家やその家族を寄付金控除制度の対象から外す租税特別措置法改正案を昨年の臨時国会に提出したが、審議されずに廃案。今国会に同じ内容で再提出したものの、成立の見通しは立っていない。いずれの党も控除には慎重のようだが、政党支部は議員がそれぞれの選挙区の支部長になっているケースが大半だ。政治資金に詳しい岩井春

信・日大教授（政治学）は「政党支部は実質的に議員の『第二の財布』の役割を果たしている」と前置きした上で、「政治家がお金を別の財布に移しただけで税控除を受けられるなんて、有権者の納得を得られない。各党が所属議員に控除を受けないように促すのは当然だが、政治家にとっては都合の良い制度で、その指導が徹底されているように見えなく」と嘆く。岩井教授は、法改正で政治家の税控除をなくすとともに、政党支部見直し議論を促す。「政党支部の公私の役割が曖昧だから、こういう法の不備を突いた問題が起きる。政治家の良識には任せられない。政党支部の資金は党が管理し、企業・団体からの献金は受けられないようにするなど、透明化を図るべきではないか」

# 「実質は第二の財布の役割」



社会の「底が抜けた」のはいつのことだろう。バブルか3・11か、暗たんだるモラルハザード（倫理観の欠如）の泥沼が続く。いろんなことが「やっつたもん勝ち」、特に政治家とその取り巻きがうまい汁を吸っている。寄付金還流と税優遇しかり、最近では森友学園疑惑しかり。(主